

令和元年第 6 回

海老名市農業委員会定例総会議事録

日 時 令和元年 6 月 2 4 日
1 3 時 3 0 分～1 5 時 5 分

会 場 海老名市役所 6 階議員全員協議会室

令和元年第6回海老名市農業委員会定例総会

令和元年6月24日「令和元年第6回海老名市農業委員会定例総会」を海老名市議会全員協議会室に招集した。招集委員は14名、応召委員は14名で次のとおりである。

1番 鈴木 守	2番 深澤 伸治	3番 清水 澄雄	4番 松島 淳一
5番 小島 富士男	6番 波多野 寛	7番 市川 和美	8番 竹内 章人
9番 新戸 和夫	10番 守屋 福夫	11番 宮基 功	12番 金指 満
13番 二見 務	14番 大矢 美知子		

また、出席した農地利用最適化推進委員は6名で次のとおりである。

15番 井上 勝	16番 鈴木 信一	17番 尾上 富夫	18番 小松 佐一
19番 猪熊 克行	20番 齋藤 孝一		

事務局の出席は次のとおりである。

事務局長 中山 康一、管理係長 草薙 砂織、主査 加藤 謙次、主事 柴田 康平

会議事項は次のとおりである。

日程第1	議案第27号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第2	議案第28号	農地法第5条の規定による許可申請について
日程第3	議案第29号	相続税の納税猶予に関する適格者証明について
日程第4	議案第30号	引き続き農業を行っている旨の証明について
日程第5	議案第31号	引き続き特定貸付けを行っている旨の証明について（報告）
日程第6	議案第32号	相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について
日程第7	議案第33号	農用地利用集積計画（案）について
日程第8	議案第34号	生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について

審議事項は次のとおりである。

(1) 非農地証明書の証明願いによる専決処分について

- (2) 農業用施設用地に係る転用届出について
- (3) 農地転用届出による専決処分について
- (4) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

会長が開会を宣言した。(開会の時間：午後1時30分)

【議長】 ただいまの出席委員は、14名でございます。農地利用最適化推進委員6名が出席していただいております。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

次に、農業委員会会議規則第13条第2項により議事録署名委員を指名させていただきますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 ご異議なしということでございますので、8番委員、9番委員を指名させていただきます。

それでは、議案書3ページから5ページ、4. 報告事項の(1)活動状況について、(2)農地の異動状況について、(3)県許可の状況について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局長】 (先月の活動状況、農地の異動状況、県許可の状況を報告した)

【議長】 報告事項が終了いたしました。

ただいまの報告につきまして、何かご質問等がありましたらお伺いいたします。ございませんか。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようでしたら、この程度にさせていただきます。

本日は傍聴希望者がございます。傍聴につきましては、農業委員会会議規則第14条で委員会の会議は公開とすると規定されておりますので、この規定に基づき、傍聴の許可をしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしということでございますので、傍聴を許可いたします。傍聴人を入室させてください。

暫時休憩いたします。

(休 憩)

【議 長】 再開いたします。

これより 5. 付議事項に入ります。

議案書 6 ページ、日程第 1、議案第 27 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。

受付番号 15 について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主 事】 農地法第 3 条では、農地、または採草放牧地についての権利を移転、または設定する場合には、原則として農業委員会の許可を受けなければならない旨を規定しております。これは、権利の設定、移転の機会を捉えて、農地等が資産保有目的、投機目的等の対象として、農業者以外の者によって取得されないようにするとともに、生産性の高い農業経営者によって効率的に利用されることにより、農業生産力の維持拡大を図ることを趣旨としたものです。

受付番号 15、申請地は、本郷字■■■■■■■■、台帳地目、田、現況地目、畑、■■■平米、ほか 1 筆、議案書のとおりです。譲受人は、本郷■■■■■■■■、■■■、譲渡人は、本郷■■■■■■■■、■■■、権利の種類は、所有権の移転、目的は、経営規模拡大です。

現地の案内図及び写真は、資料 1 にございます。

以上でございます。

【議 長】 地区委員の意見をお伺いいたします。13 番委員、お願いいたします。

【13 番委員】 ■■■さんにおかれましては、息子さんが専従者として主力で経営しております。昨日、現地を見たところ、畑もきれいに整備しており、農産物においてはグリーンセンターに全量出荷しております。■■■さんに対しては問題ないと思います。

以上です。

【議 長】 事務局、補足説明をお願いいたします。

【主 事】 ■■さんの農家世帯としての状況は、■さんとその妻の■■■さん、長男の■■■さんの 3 人が農業従事者だそうです。経営主は、平成 31 年の農家台帳では■さんになっております。農業への従事状況についてです

が、■さんの農業経験年数は40年、農業従事日数は120日、妻の■■
■さんの農業経験年数は25年、農業従事日数は70日、長男の■■さん
の農業経験年数は6年、農業従事日数は、年間300日だそうです。■■
さん世帯の現在の農業経営面積は、田が■■■平米、畑が■■■■■■■■
■平米、合計、■■■■■■■■■平米で、下限面積である30アールを超
えております。所有している機械は、耕運機1台、トラクター1台、軽ト
ラック1台です。また、地域集落の取り決めに従い、支障の出ないよう耕
作を行う旨、申請書に記載がございます。機械の面、労働力の面、技術の
面のどれから見ても、譲受人として問題ないと思われます。そのほか、許
可をすることができない場合が定められております農地法第3条第2項各
号に該当する項目はございません。この案件に関して、特に問題ないと思
われます。

以上でございます。

【議長】 現地調査班長の意見をお伺いいたします。9番委員。

【9番委員】 21日に現地を確認しましたがけれども、すぐにでも耕作ができて、耕
転もきれいにされておりました。

以上です。

【議長】 それでは、受付番号15について、質疑のある方。いらっしゃいませ
んか。

(「なし」の声あり)

【議長】 意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、採決をさせていただきます
す。

受付番号15について、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員でございます。よって、承認とさせていただきます。

次に、議案書7ページ、日程第2、議案第28号 農地法第5条の規定
による許可申請についてを議題といたします。

初めに、受付番号8について、事務局から提案説明をお願いいたしま

イプの置場を整備します。角パイプは25センチ角で、長さ4メートルのものを8段積みにする計画で、高さは2メートルほどになるとのことです。周囲は、北東の県道沿いは鋼板、東側と南側はコンクリートブロック1段を設置して土どめとします。なお、西側の市道沿いは、既存のコンクリートの土どめをそのまま使用します。土どめの頭は10センチほど出る計画です。出入りは北東側の県道から行い、出入り口部分のみアスファルト舗装する計画です。雨水につきましては、申請地を砂利で舗装した上、雨水トレンチを埋設し、敷地内浸透処理とする計画です。

続いて、断面です。資料2-3をご覧ください。図面にA-A、B-B、C-C、D-Dと記載がありますが、AとBが出入り口部分の断面、Cが申請地を東西に、Dが申請地を南北に切った断面になります。同じ資料2-3の右側の部分にAとBの断面がありますので、ご覧ください。県道との出入り口部分ですが、A断面の部分はのり面が急であるため、少し削り、傾斜を緩やかにする計画です。

続いて、資料2-4をご覧ください。こちらがCとDの断面となります。C断面の左が西となり、市道と隣接しております。市道側が20センチほど低くなりますが、既存のコンクリートで土どめとします。C断面の右側が東となり、今後、住宅が建築される予定の宅地と隣接しております。高低差はなく、コンクリートブロック1段を設置する計画です。

続いて、D断面をご覧ください。左が北となり、県道と隣接しており県道側が40センチほど低くなりますが、鋼板を設置して、土どめとします。断面の右側は南となり、この後ご審議いただきます受付番号11の申請地と隣接しております。高低差はなく、コンクリートブロック1段を設置する計画です。これらによって、土砂の流出、崩壊等が防がれる計画となっております。

以上、転用が不確実とされる要因は確認できず、周囲の土地への被害防除策も図られていることから、転用やむなしと思われれます。

以上でございます。

【議長】 現地調査班の意見をお伺いいたします。9番委員。

【9番委員】 21日に見に行きましたけれども、現地にあったビニールハウスな

ど、いろいろのものはすっかり片づいておりました。あとは、資料2-1の写真②を見てもらって、ごみを南側の敷地外に山積みになっているのはちょっとどうかと思っております。以上です。

【議長】 それでは、受付番号8について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑がないようでしたら、意見のある方、いらっしゃいますか。

【10番委員】 今、9番委員から話がありましたように、土地としては問題ないのですけれども、片づけるに当たって、南側の住宅側に撤去したごみを押し寄せているような格好になっていますので、特にそのごみの東側の家には本当に目の前まで迫っているような状態ですので、そのごみをきれいに撤去したということで、改善されたという評価で、許可してもいいのではないかという気持ちでいるのですけれども、いかがでしょうか。

【議長】 ごみは北側になるんですかね。南でいいんですか。

【10番委員】 はい。このままですと、そのごみの東側の家のほうに迷惑がかかるような状態も確認できましたので、このごみを撤去すれば許可という格好をとればいいのかと思います。

【議長】 申請地側から見て南側ですね。住宅側から見て北側じゃなくね。申請側から見て南ですね。

今、意見がございました。申請地の南側にごみの集積になってしまっている、これを取り除くということを条件に皆さん方から採決してほしいということでございます。取り除くということを附帯条件としてつけていきたいと思いますが、よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、附帯条件とさせていただきます。南側のごみを撤去していただくということを附帯条件としたいという農業委員会の意見でございます。

事務局、その辺、よろしいですか。

それでは、ほかに意見はございますか。

(「なし」の声あり)

【議長】 それでは、ほかに意見もないようでございますので、採決させていただきます。

だきます。

ただいま意見がありましたとおり、申請地の南側のごみの処分をしっかりとやっていただくということを前提に、受付番号8について、賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

【議 長】 挙手全員でございます。よって、許可相当とさせていただきます。

続きまして、受付番号9について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主 査】 受付番号9、申請地は、下今泉■■■■■■■■■■、登記簿地目、田、■■■■平米のうち■■■■■平米です。現況は、農業振興地域内の畑です。転用者は、下今泉■■■■■■■■■■、有限会社■■■■■、代表取締役■■■■■、譲渡人は、下今泉■■■■■■■■■■、■■■■■、転用の目的は、資材置場、権利の種類は、賃借権の設定です。現地の案内図は、資料3-1をご覧ください。資料は、案内図のほかに、現地の写真、資材置場配置図、土地利用計画の平面図、断面図、雨水排水施設の配置図、被害防止柵の図面をお配りしております。

以上でございます。

【議 長】 地区委員の意見をお伺いいたします。7番委員。

【7番委員】 先日、現地調査をしてきましたところ、きちんと片づいていて、問題ないと思われま。

以上です。

【議 長】 事務局、補足説明をお願いいたします。

【主 査】 土木工事業等を行う有限会社■■■■■が資材置場として農地転用したいという申請です。■■■■■の現在の置場は、国道246号線と県道51号町田厚木線の交差点に近いため、交通量が多く、また、学校の通学路になっていることから、通行に危険が伴う状況であり、また、■■■■■が県や市の公共事業の受注を見据えて新たな資材置場を整備するため、■■■■■の社長が所有している当該地での申請に至ったとのこと。

ここで今回の申請面積についてご説明いたします。申請地の筆全体で■■■■平米のうち■■■■■平米の転用という申請内容ですが、残りの■■■■

■■ 平米は、申請地に設置されている2つの農業用倉庫の面積でございます。

資料3-1の写真②をご覧くださいと、小屋とコンテナがございますが、これらが農業用倉庫でございます。これらの倉庫は、申請者によると、平成22年に現地に設置したとのことで、その時点で農地転用してあるという扱いになります。そのため、今回、農地転用する面積としては、転用済みの42.3平米を除いた548.7平米となりますが、農地転用の許可を受けた後、農業用倉庫は撤去するとのことです。資材置場として使用する面積は、筆全体の591平米となります。なお、農地転用には、通常、県知事の許可が必要ですが、農地法施行規則第29条第1号において、耕作者が自身の所有地に200平米未満の農業用施設を設置する場合には許可不要と規定されております。この場合、農地法上の手続は必要ありませんが、200平米未満の施設であることを確認するため、海老名市農業委員会では、農業用施設用地に係る転用については事前の届出をお願いしております。今回の倉庫につきましては、過去に届出の記録がありませんでしたので、申請者には、資材置場の許可申請と同時に、届出をさせております。後ほど農業用施設用地に係る転用届出についてという案件の中でご説明しますので、よろしくお願いいたします。

それでは、引き続き、案件の説明をいたします。

資料3-1の左下、農地区分をご覧ください。農地の立地基準は、第3種農地です。これは、市街化区域から申請地まで住宅の用もしくは事業の用に供する施設が連たんしていることから判断できます。第3種農地は、農地転用が原則許可となる立地区分です。

続きまして、資料3-2をご覧ください。砕石や単管パイプなど、資材等の大まかな配置を示しております。

資料3-3をご覧ください。申請地を整地、転圧し、砂利で舗装して資材置場を整備する計画です。A～A'が申請地を東西に、B～B'が南北に切った断面になります。

資料3-3の左上、A～A'断面をご覧ください。右側が隣地の資材置場で、場所により2段から3段のコンクリートブロックと、90センチの

ネットフェンスが既に設置されており、これをそのまま使用して土どめとするほか、新たにメッシュシートを張りつけます。図の左側が下今泉自治会館で、間地ブロックと1.2メートルのネットフェンスが既に設置されており、これで土どめとするほか、新たにメッシュシートを張りつけます。なお、東西ともに土どめの頭は10センチ出るとのことです。

次に、図の右上のB～B'断面をご覧ください。右側が畑で、高低差はなく、単管パイプと鋼板で1.2メートルの柵を新たに設置して土どめとし、メッシュシートも張りつけます。また、砂利の飛散防止のため、柵の下部にはガードレールを設置します。図の左側が水路で、コンクリートの擁壁が既に設置されており、これで土どめとします。土どめの頭は10センチ出るとのことです。

また、先週金曜日の委員さんとの現地調査の中で、出入り口部分から道路に砂利が出てしまうおそれがあるということでご意見をいただきました。そのため、出入り口部分のみコンクリートなどで舗装してはどうかということでございましたが、この点につきまして、申請者に話をしたところ、舗装するように計画を変更するということでしたので、申し訳ございません、本日は用意できなかつたのですが、後日、図面の差しかえを受ける予定でございます。これらによって、土砂の流出、崩壊等が防がれる計画となっております。

続いて、資料3-4をご覧ください。雨水処理についてですが、申請地を砂利で舗装した上、雨水浸透管及び雨水浸透柵を埋設し、敷地内浸透処理とする計画です。

続いて、資料3-5をご覧ください。先ほどご説明しました北側の畑との境界に設置する単管パイプの位置と構造が記載されております。なお、北側の畑の出入り口とするため、真ん中の部分は柵を設置せず、通行できるようにするとのことですが、北側の畑の所有者は、申請地と同じく、■■■■社長の■■■■氏ですので、特に問題ないと思われま

以上、転用が不確実とされる要因は確認できず、周囲の土地への被害防除策も図られていることから、転用やむなしと思われま

以上でございます。

なされております。現状におきましては、黒土の畑に管理されておりますし、周りの地権者の皆さんにもご挨拶したということで、特に問題はないかと思えます。

以上です。

【議長】 事務局、補足説明をお願いいたします。

【主事】 建築業などを行う■■■■株式会社が、資材置場として農地転用したいという申請になります。■■■■は、大阪府豊中市に本社を構え、本社のほか、国内に複数の営業所及び支社を有して、主に建築業を営んでいるのですが、今、15番委員から説明がありました、以前、申請地の西に隣接する土地を資材置場に転用したものの、事業の拡大に伴い、その資材置場の敷地だけでは置場が足りないため、近隣で適地を探していたところ、当該地の地権者と合意が得られたため、申請に至ったとのことでした。

資料4-1の左下、農地区分をご覧ください。こちらの農地の立地基準は、第3種農地です。これは、市街化区域から申請地まで住宅の用もしくは事業の用に供する施設が連たんしていることから判断できます。第3種農地は、農地転用が原則許可となる立地区分になります。

続きまして、資料4-2の土地利用計画図をご覧ください。図は、上側が北を指しております。申請地を整地して砂利で舗装し、建築用資材の置場を整備します。既存の西側の資材置場につなげる計画となっております。周囲は、西側の資材置場とつながる部分を除いて、コンクリートブロック2段から3段を設置して土どめとします。土どめの頭は10センチほど出る計画です。コンクリートブロックの上には3メートルの万能鋼板柵を設置しますが、東側の線路に隣接する部分につきましては、コンクリートブロックは設置しますが、既存の柵をそのまま利用するとのことでした。車の出入りにつきましては、西側の既存の資材置場から出入りするという計画となっております。雨水につきましては、申請地を砂利で舗装した上、雨水トレンチを埋設し、敷地内浸透処理とする計画です。

続いて、断面図になります。資料4-3をご覧ください。図面に①から①、②から②と記載がありますが、①が南北の断面、②が申請地を東西に切った断面になります。断面の詳細につきましては、資料4-4に記載が

【議 長】 地区委員の意見をお伺いいたします。12番委員。

【12番委員】 先ほどの材料置場のところと同じ敷地でございますので、先ほど皆様からいただいた意見でよろしいかと思えます。

以上です。

【議 長】 事務局、補足説明をお願いいたします。

【主 査】 申請人である■■さんが、■■さんの土地を取得し、自己住宅へ農地転用したいという申請です。■■さんは、現在、圏央道の圏央厚木インターチェンジの西側、2キロほどの厚木市三田南■■■■に土地及び住宅を所有しております。しかし、■■さんの土地が、国土交通省の施行する国道246号バイパス厚木秦野道路の事業用地となり、■■さんが自宅のほか土地を所有していないため、収用代替が認められ、土地を探していたところ、当該地の地権者と合意が得られたため、申請に至ったとのことです。

資料5-1の左下、農地区分をご覧ください。農地の立地基準は、第3種農地です。これは、市街化区域から申請地まで住宅の用もしくは事業の用に供する施設が連たんしていることから判断できます。第3種農地は、農地転用が原則許可となる立地区分です。

続きまして、資料5-2の土地利用計画図をご覧ください。図は、上側が北を指しております。申請地を整地し、建築面積が■■■■■平米の住宅を建築する計画です。周囲は、北側、東側、南側はコンクリートブロック1段を設置して土どめとします。また、西側の市道沿いは、既存のコンクリートの土どめが申請地の北側半分ほどまで設置されており、これをそのまま使用します。土どめの頭は10センチほど出る計画です。出入りは、西側の既存のコンクリート土どめが設置されていない部分から行う計画です。なお、敷地内の舗装や周囲のフェンスの設置については、現時点では行わないとのこと。雨水につきましては、雨水トレンチを埋設し、敷地内浸透処理とする計画で、汚水については合併処理浄化槽で処理し、オーバーフロー分を道路側溝に流す計画です。

続いて、断面図です。資料5-3をご覧ください。図面にA-A、B-Bと記載がありますが、Aが申請地を東西に、Bが申請地を南北に切った

断面になります。

資料5-3の右側のほうに断面がありますので、ご覧ください。A断面の左が西となり、市道と隣接しております。市道側が10センチほど低くなりますが、既存のコンクリートで土どめとします。A断面の右側が東となり、今後、住宅が建築される予定の宅地と隣接しております。高低差はなく、コンクリートブロック1段を設置する計画です。

続いて、B断面をご覧ください。左が南となり、畑と隣接しておりますが、この畑は、申請地の現在の所有者である■■さんが所有しており、本年4月の定例総会でご審議いただきましたが、今後、水道管の敷地として転用される計画があります。B断面の右側は北となり、先ほどご審議いただきました受付番号8の申請地の隣接しております。南北ともに高低差はなく、コンクリートブロック1段を設置する計画です。これらによって、土砂の流出、崩壊等が防がれる計画となっております。

なお、資料5-4と5-5は、建物に関する図面でございますが、これらは参考でお配りさせていただいております。

以上、転用が不確実とされる要因は確認できず、周囲の土地への被害防除策も図られていることから、転用やむなしと思われれます。

以上でございます。

【議長】 現地調査班長の意見をお伺いいたします。9番委員。

【9番委員】 よく整地もすっかり終わって、周りにも影響がないと思います。
以上です。

【議長】 質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 意見のある方。

【11番委員】 本当に細かな点なのですが、今回、申請の面積、■■■平米ちようどなのですね。土地利用計画図は■■■■■平米となっておりますけれども、所有権そのものとしての移転としてどちらが正しいだろう、どちらにすべきなのだろうという疑問なのです。

【主査】 資料5-2をご覧くださいますと、右側ですか、資料5-2と書いてあるところの少し下の枠のところにな面積が記載されてございまして、こち

らには■■■■■平米とございます。一方、申請面積としては■■■平米というふうになっておりますが、こちらについては、現況の地目が農地でございまして、農地転用の申請としましては登記簿上の面積を記載することとなっておりますので、■■■平米の申請ということでお間違いございません。ただ、実際には、ここに書いてある、測量して実測した面積だとは思うのですけれども、今後、地目が宅地になった場合には、恐らくこの■■■■■平米となると思われま。

【13番委員】 今お話があった合併浄化槽のオーバーフロー分については、排水路のほうに出すということなのですが、先般、見に行ったときに、西側の排水路が、事務局職員ともお話ししたのですけれども、泥でいっぱい、これだと、排水路にならないのではないかと。そのときに、これは道路課のほうなので、道路課のほうで対応してもらうしかありませんねというようなお話があったので、その件も含めて、意見として述べさせていただきます。

【主 査】 今、13番委員からご意見をいただきましたので、こちらについては、オーバーフロー分を流すという計画にもなっておりますので、問題がないように、市の道路管理課が所管しておりますので、そちらとの調整をきちんととって、問題がない計画とするように申請者には伝えたいと思います。

以上です。

【議 長】 ほかに質疑はございますか。

(「なし」の声あり)

【議 長】 それでは、改めまして、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議 長】 さっきのは庁内ですから、道路管理課に伝えるということによろしいのですね。

【主 査】 はい。

【議 長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号11について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号12について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員でございます。よって、承認とさせていただきます。

次に、議案書10ページ、日程第5、議案第31号 引き続き特定貸付けを行っている旨の証明について(報告)を議題といたします。

受付番号3について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主査】 この証明は、相続税納税猶予の特例適用を受けている農地について、特定貸付けをしている方が3年ごとに引き続き相続税納税猶予の特例を受けたい旨の継続届出書を税務署へ提出する際に必要な証明です。過去3年間において相続税の納税猶予を受けている農地が特定貸付けされ、農地として利用されているかという部分を農業委員会が証明します。

受付番号3、被相続人は、勝瀬■■■■、■■■■■■■■、相続人は、勝瀬■■■■、■■■■■■■■、引き続き特定貸付けを行っている期間は、平成28年5月25日から令和元年6月3日までです。特例農地等の明細ですが、勝瀬字■■■■■■■■、現況地目、田、台帳地目、田、農業振興地域内、■■■平米です。事務局で6月3日に現地調査をしたところ、農地として適正に管理されておりました。特に問題はないと思われま

す。また、補足で説明をさせていただきます。今回の場合で言う特定貸付けは、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の作成による貸し付けであり、令和3年12月31日まで貸し付けをしています。こちらの証明ですが、本来であれば総会後に出すところでございますが、今回は税務署への書類提出期限の関係で、専決処分とさせていただいた旨をご報告させていただきます。

以上でございます。

【議長】 事務局から説明が終わりました。

質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号7について、採決をさせていただきます。

賛成の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員でございます。よって、承認とさせていただきます。

次に、議案書12ページ、日程第7、議案第33号 農用地利用集積計画(案)について「貸し借り」を議題といたします。

受付番号15について、事務局から説明をお願いいたします。

【主査】 農業経営基盤強化促進法に基づく農地の貸し借りについて、当事者より申し出がありましたので、農用地利用集積計画(案)を上程させていただきます。この審議を経て、海老名市に対し計画案を送付し、農用地利用集積計画を定めるよう要請いたします。海老名市は、それに基づき、農用地利用集積計画を作成し、その公告があったときに権利の設定の効果が生じます。

受付番号15、借り手は、中河内■■■■■■■■、■■■■、貸し手は、門沢橋■■■■■■■■、■■■■、貸し借りする農用地は1筆で、門沢橋■■■■■■■■、現況地目、田、■■■平米です。貸し借りの種類は、使用貸借権の設定、利用目的は、水田、貸し借りの期間は、令和元年7月1日から令和元年12月31日までの1年間です。農業振興地域内の新規の計画で、借り手は、市内の認定農業者です。

補足説明を続けて行います。6月11日に事務局で現地確認をしたところ、現地は農地として管理されておりました。農用地利用集積計画の法定要件が定められている農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、特に問題ないと思われま

以上でございます。

【議長】 事務局から説明が終わりました。

質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号15について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員でございます。よって、承認とさせていただきます。

次に、議案書13ページ、日程第8、議案第34号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明についてを議題といたします。

受付番号1について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主事】 生産緑地制度には、農地の所有者の権利救済の観点から、生産緑地法第10条に、市町村に対して時価で生産緑地を買い取るように申し出ることができる規定がございます。申し出のための要件ですが、1つ目といたしましては、生産緑地に指定されてから30年が経過した場合、2つ目は、農林漁業の主たる従事者が死亡した場合、3つ目が、農林漁業の主たる従事者が、農林漁業に従事することを不可能とさせる故障を有することとなった場合です。2つ目と3つ目の場合に、買取り申出をするときには、農林漁業の主たる従事者の証明を農業委員会から受ける必要がございます。

農林漁業の主たる従事者とは、専業従事者、兼業従事者にかかわらず、農林漁業経営における中心的な働き手、もしくは農林漁業経営に欠くことのできない者でございます。その者が従事できなくなったため、当該生産緑地における農林漁業経営が客観的に不可能となるような場合における当該者を言います。この主たる従事者についての証明願が提出されております。市長へ生産緑地を買い取るように申し出ると、市が買い取るか買い取らないかの通知を申出受け付けの日から1カ月以内に行います。市が買い取らない場合には、農林漁業を行う希望者へのあっせんをいたしまして、あっせんが整わなければ、買取り申出を受けた日から3カ月後に行為の制限の解除が申出者に通知されるという仕組みでございます。

それでは、議案書13ページをご覧ください。

受付番号1、申請者は、国分南■■■■■■■■■■、■■■■■■■、買取り申出事由は、主たる農業従事者の死亡でございます。買取り申出事由発生日は、平成31年1月17日、申請者は、買取り申出事由発生者の母となります。買取り申出をする生産緑地は、国分南■■■■■■■■■■、■■■■■■■平米、1筆、議案書のとおりでございます。また、現地の案内図と写真につきましても、資料6をご覧になっていただければと思います。事務局でこちらの農地に関しまして、6月11日に現地確認をいたしました。現地は多少草は生えておるのですが、果樹等が植わっており、農地として管理されていると見ることができると考えております。また、こちらに記載されている買取り申出事由発生者に関しましては、農家基本台帳では、世帯の農業経営主として毎年登載がされておりました。

以上、この案件に関して、問題ないと思われま。

以上でございます。

【議長】 事務局から説明が終わりました。

質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号1について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

【議長】 挙手全員でございます。よって、承認とさせていただきます。

次に、議案書14ページ、6. そのほか、法に基づく許認可等の審議によらない案件の(1)非農地証明書の証明願による専決処分についてを案件といたします。

受付番号4について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主 事】 農地法は現況主義をとっておりますが、登記簿上の地目が農地でありながら現況は農地以外のものになっており、現況が農地法に規定する農地に該当しないと認められる土地については、農業委員会が、農地法に定め

本件は、先ほどご審議いただいた農地法第5条の規定による許可申請、受付番号9の申請地と同じ土地に係る届出です。法令に基づく届出ではないこと、性質上、許可不要案件であることを確認するために、こちらに提出をしていただいたところでございます。現地は農地として適正に管理されておりますので、問題ないと考えております。

以上でございます。

【議長】 地区委員の意見をお伺いいたします。7番委員。

【7番委員】 私もよくこの近くを通ることがありますので、きちんと整備されている状況だと思われまますので、問題ないと思います。

【議長】 説明が終わりました。
質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑もないようでございますが、受付番号1について、了承とさせていただきます。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 ご異議ないようでございますので、了承とさせていただきます。

次に、議案書16ページから19ページまでの農地転用届出による専決処分についてを案件といたします。

農地法第4条の受付番号10から14までの5件と、農地法第5条の受付番号29から31までの3件について、一括して事務局から説明をお願いいたします。

【主 事】 農地を転用する場合、転用目的で権利を設定、移転する場合には、原則として県知事の許可を受けなければならない旨、規定されておりますが、市街化区域内の農地をあらかじめ農業委員会に届け出て転用する場合には、許可を要しないこととなっております。それを定めておりますのが、農地法第4条第1項第7号と農地法第5条第1項第6号です。

まずは、議案書16ページ及び17ページをご覧ください。

農地法第4条第1項第7号の規定による届出です。届出期間につきましては、令和元年5月1日から5月31日までの間に届出がされたものです。受付番号10から14までの5件、田、340平米、畑、1,130平

米、合計、1,470平米です。

続きまして、議案書の18ページ及び19ページをご覧ください。

こちらは、農地法第5条第1項第6号の規定による届出になります。届出期間につきましては、同じく令和元年5月1日から5月31日までの間に届出がされたものです。受付番号29から31までの3件で、田、0平米、畑、1,270平米、合計、1,270平米になります。

以上、これらにつきまして、専決処分で受理したことを報告いたします。

以上でございます。

【議長】 事務局から説明が終わりました。

質疑のほうは一括して受けたいと思いますが、質疑のある方、いらっしゃいますか。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑もないようでございますので、受付番号10から14までの5件と、後ほどの5条の受付番号29から31までの3件について、一括して承認をさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしということでございますので、了承とさせていただきます。

次に、議案書20ページから21ページの農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを案件といたします。

受付番号7から9までの3件について、一括して事務局から説明をお願いいたします。

【主事】 相続など、農地法の許可を要しない農地の権利取得につきまして、権利を取得した者は、農業委員会にその旨を届け出なければならないことになっております。農業委員会としましては、耕作者のあっせん希望があった場合のみ、現地調査をいたします。

では、議案書20ページ及び21ページをご覧ください。

まず、受付番号7、権利を取得した者は、綾瀬市小園■■■■■、■■■■■、権利を取得した日は、平成30年6月29日、権利を取得した事由は、相続、取得した権利は、所有権、農業委員会によるあっせん等の希望

ことができました。ありがとうございました。これにて閉会したいと思います。

(終了 午後3時5分)